

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(文部科学省 研究振興局 振興企画課)

項 目 名	アーベル賞受賞に伴う国際的に評価される学術賞で交付される金品に関する非課税措置の指定の拡充		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	国際的に評価される学術賞のうち、ノーベル賞など所得税法第九条第一項第十三号及び昭和 44 年大蔵省告示第 96 号における指定の対象となっている賞については、交付される金品（賞金）に対して非課税措置が取られている。 ノルウェー政府（教育研究省）が 2002 年に創設した「アーベル賞」は、毎年度、顕著な業績をあげた数学者に贈られ、「数学のノーベル賞」と称され国際的に評価される学術賞である。2025 年の日本人初受賞を契機とし、数学分野における研究の更なる振興のため、非課税措置の指定の対象として新たに大蔵省告示に位置付けることとしたい。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	▲19 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国際的に評価される学術賞において交付される金品（賞金）に対して非課税措置をすることにより、受賞者の今後の活躍への動機付けや、受賞分野の発展や同分野への将来を担う子供や若手研究者における関心の高まりを図り、我が国の国際的なプレゼンス向上に資する学術研究の推進や、次世代を担う人材の裾野拡大を進める。 (2) 施策の必要性 国際的に評価される学術賞に関して、ノーベル賞（経済学賞を除く）については、1949 年の日本人初のノーベル賞受賞を契機に、また、数学分野の国際的な賞であるフィールズ賞については、1990 年の受賞を契機に非課税の取扱いとされている。 「アーベル賞」は“数学のノーベル賞”とも呼ばれている学術賞であり、2025 年に日本人が初めて受賞。過去のアーベル賞受賞者においては、フィールズ賞受賞後にアーベル賞を受賞するケースもあり、今後も日本人の受賞の可能性が想定される（これまでフィールズ賞を受賞した日本人研究者は3名）。 ※アーベル賞：年齢制限なし、フィールズ賞：40 歳未満が対象 過去、日本人研究者がノーベル賞を受賞した際は、これを契機に当該受賞分野の意義や重要性が社会的にも再認識され、当該分野の発展に寄与してきたところ。また、過去のアーベル賞受賞者が賞金を数学分野の将来ある学生への助成に活用しているケースや、過去のノーベル賞受賞者において賞金を若手研究者への助成のための基金創設に活用しているケースがある。 我が国の数学は、過去のフィールズ賞受賞など国際的にも高く評価され、これまでアジアにおいて先導的な役割を果たしてところであるが、昨今では、諸外国では国策として数学分野の研究の振興が活発化している中、日本の数学研究は国際的に相対的な地位の低下が顕在化している。 さらに、アカデミアや産業界からも、数学分野の振興に関する提言や取組がなされており、こうした状況を踏まえ、政府において数学分野の振興を掲げている。 上記の状況を踏まえ、今回のアーベル賞の受賞は、我が国の国際的なプレゼンスの向上による研究の新たな展開や、将来を担う子供や若手研究者における関心の高まりをもたらし、数学分野の振興をより一層進める契機にもなるものであることから、本施策は高い必要性を有する。		
	今回の要望（租税特別	合理性	政策体系における政策目的の位置付け

		政 策 の 達 成 目 標	国際的に評価される学術賞の受賞者の今後の活躍への動機付けや、受賞分野の発展や同分野への将来を担う子供や若手研究者における関心の高まりを図り、我が国の国際的なプレゼンス向上に資する学術研究の推進や、次世代を担う人材の裾野拡大を進める。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	アーベル賞受賞者（2025 年：1 名）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国際的に評価される学術賞を非課税措置の対象とすることは、政府において掲げている数学分野の振興や研究の新たな展開に資するとともに、将来を担う子供や若手研究者における関心の高まりをもたらし、学術振興を推進するものである。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の改正要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	アーベル賞は、ノルウェー政府により創設された賞であり、ノルウェー政府（ノルウェー教育研究省）及びノルウェー科学

			文学アカデミーが運営・授与を行い、賞金はノルウェーの国家予算より支出されている。 このように、賞の政府主体関与性や、それに基づく安定的・持続的な賞の運営、国際的知名度や受賞が与える社会的なインパクトも大きいことなどを踏まえると、アーベル賞とノーベル賞の学術的権威性や社会的波及効果は同等であると評価できる。 さらに、過去のアーベル賞受賞者の賞金の使途例や、政府が掲げる数学分野及び学術振興の推進、今後の日本人の受賞の可能性等も踏まえれば、アーベル賞について所得税の非課税措置対象として取扱うことが妥当と考えられる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	